

(案)

## 薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業 業務委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（1）委託業務名

薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業

（2）委託業務の内容

薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業 業務委託仕様書のとおり

（3）履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って行わなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

3 この契約書に定める請求、通知、協議、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。

（委託料の限度額）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金\_\_\_\_\_円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円を含む。）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第4条 甲は、第16条の検査に合格すると認めたときは、委託料の額を確定し（円未満に端数が生じた場合は、円未満を切り捨てた額とする。）、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 甲は、委託業務が終了し、委託料が確定した後に、乙の請求により支払うものとする。

3 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

4 甲の責に帰する事由により前項の期限内に支払いがなかった場合、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（委託料の額の確定）

第5条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書（様式1）の提出を受けたときは、遅滞なく当該事業が契約の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、確定通知書（様式2）により、乙に対して通知するものとする。

(案)

(契約保証金)

第6条 茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項の規定により契約保証金は免除する。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(再委託の制限)

第8条 乙は、委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託の理由、再委託の内容、再委託先等を甲に届け出るものとする。

3 乙は、第1項ただし書の規定による再委託を受けた再委託先に第9条、第10条及び第18条の規定を遵守させなければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。  
この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(目的外使用等の禁止)

第10条 乙は、委託業務の内容を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。  
この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(進ちょく状況の報告等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の進ちょく状況についての報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の規定により委託業務の進ちょく状況について報告を求められたときには、甲が指示する方法、時期及び内容により、これを報告しなければならない。

(甲の監査権)

第12条 甲は、情報セキュリティ確保その他の必要があると認めるときは、乙の作業体制、作業場所、情報の管理及びその他業務の履行状況について、乙の作業に対する監査及び作業の実施にかかる指示を行うことができる。

2 乙は、甲から前項の規定による作業に対する監査及び作業の実施にかかる指示があったときは、これに従わなければならない。

(業務内容の変更等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更する必要があるときは甲乙で協議して書面によりこれを定めるものとする。

(案)

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならないものとし、その賠償額は、可能な限り甲乙で協議して定めるものとする。

3 乙は、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときはその旨を記載した文書を甲に提出し、承認を得なければならない。

(事情変更による契約内容の変更)

第14条 この契約の締結後において、天災事変その他の不測の事態に基づく経済状況の変動により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙で協議して、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更することができる。

(履行期間の延長等)

第15条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を示して履行期間の延長を求めることができる。

(検査及び引き渡し)

第16条 乙は、成果物の納入が完了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書(様式1 以下「報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書が提出された日から起算して10日以内に検査を行う。

(権利の帰属)

第17条 この契約によって作成された、成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権は、乙が従前から保有していた著作物の著作権を除き、甲に帰属するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に関し必要な措置を講ずるほか、(別記)特記事項を遵守しなければならない。

(一般的損害及び天災その他の不可抗力による損害)

第19条 委託業務の実施に当たって発生した乙の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、その限度において甲がこれを負担するものとする。

2 前項ただし書の規定により甲が負担すべき額は、可能な限り甲乙の協議により定めるものとする。

(甲の解除権)

第20条 甲は、乙に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 乙が、契約期限内または契約の履行期限後相当の期間内に契約を尾行する見込みがないと認めるとき。

(3) 乙が、正当な理由がなく地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき

(案)

(4) その他この契約の目的を達成することができないと甲が判断したとき。

(損害賠償)

第21条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対してその賠償を請求できるものとし、その賠償額は、可能な限り甲乙で協議して定めるものとする。

2 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により甲または第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関し甲または乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙で協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住所 茨城県水戸市笠原町978番6  
氏名 茨城県知事 大井川 和彦

乙 住所

氏名

別記

個人情報取扱注意事項

1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事業を処理するための個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、利用者に係る事務が完結した年度から1年を経過したときは、速やかに廃棄すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するため収集、作成した個人情報は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために利用し、又は外部に提供しないこと。

5 複写又は複製の禁止

この契約を履行するに当たって取り扱う個人情報が記録された帳票等は、複写し、又は複製しないこと。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(案)

様式1

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

委託業者住所  
委託業者名称

薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業委託業務完了報告書

令和 年 月 日付で締結した委託契約に基づく委託業務について、下記のとおり実施したので委託契約書第16条の規定により報告します。

記

- 1 業務名 薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業
- 2 契約年月日 年 月 日
- 3 履行期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 4 完了年月日 年 月 日

(案)

様式 2

保政第 号  
令和 年 月 日

委託業者名称

茨城県知事 大井川 和彦

薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業委託費確定通知書

このことについて、令和 年 月 日付けによる委託業務完了報告書に基づき、委託費を下記のとおり確定したので通知する。

記

- 1 業務名 薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業
- 2 確定額 金 円